

旧経営陣3人無罪



発行所
山形新聞社
〒990-8550
山形市旅籠町2-5-12
総合案内 023(622)5271
読者センター 023(622)5666
(平日9時30分～17時30分)
(c)山形新聞社2019

2019年
9月19日
〈木曜日〉

電子
速報版



特別号外

■やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

■携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

東電強制起訴 東京地裁判決

原発事故 刑事責任を否定

2011年3月の福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の勝俣恒久元会長(79)ら旧経営陣3被告に、東京地裁(永渕健一裁判長)は19日、いずれも無罪(求刑禁錮5年)の判決を言い渡した。3人とも無罪を主張していた。事故から8年半を経て、刑事責任が否定された。

他の2人は武黒一郎元副社長(73)と武藤栄元副社長(69)。主な争点は①大津波を具体的に予見できたのか②事故を防ぐことは可能だったのか―だった。検察官役の指定弁護士は、国の地震予測「長期評価」に基づいた最

に、怠った」と主張した。一方、3人はいずれも「長期評価には信頼性がなく、予見できなかった」と反論。想定されていたなかった規模の地震と津波で、事故は防げなかったと訴えた。

起訴状では、大津波を予見できたのに対策を怠り、11年3月の東日本大震災による津波の浸水で原発の電源が喪失。水素爆発が起き、長時間の避難を余儀なくされた双葉病院(福島県大熊町)の入院患者ら44人を死亡させるなどしたとしている。検察は不起訴としたが、市民で構成する検察審査会の判断に基づき16年2月に強制起訴された。



約3キロ離れた地点から撮影した東京電力福島第1原発の全景

購読・試読のお申し込みは—

フリーダイヤル 0120-81-8040